

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 井上 英雄

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5KMU10200320		5KMD1AE0039 0001				24	
品名 または 件名							
萩山宿舎1号棟レンジフード更新役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
萩山宿舎				管理課営繕班盛技官(内281)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
				令和7年9月30日(火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和7年7月3日(木)11時00分 小平学校入札室(80号庁舎1階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」の「D」以上の者であること。(資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。)

イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。(第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。)

ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室

(3) 入札条件

ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

ウ 落札決定方法：総額(税抜き)とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。

エ 契約書等：落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第 2 4 号
萩山宿舎 1 号棟レンジフード更新役務	作成年月日	令和 7 年 6 月 3 日
	作成部署名	小平学校総務部管理課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地萩山宿舎において実施する、萩山宿舎 1 号棟レンジフード更新役務（以下、役務）について規定する。

1.2 関係法令

- a) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備・機械設備工事編最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備・機械設備工事編最新版）」
- b) 各関係法令及び自衛隊関連規則

2 所在地及び対象設備

2.1 所在地

東京都東村山市萩山町 3 - 3 0 - 1 陸上自衛隊小平駐屯地萩山宿舎

2.2 対象施設

対象施設については、別図 1 のとおりとする。

3 一般事項

3.1 役務に関する事項

- a) 役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。また、安全管理及び危険防止に必要な資材等については契約の相手方の負担にて用意すること。なお、万一職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において補償を行うこと。
- b) 役務の実施に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料、油脂類等については、契約の相手方の負担とする。
- c) 役務を実施する者は、役務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- d) 役務実施に伴い発生した発生材については、金属類については監督官の指定する集積場所まで運搬集積を行い、発生材調書を作成し提出すること。また、それ以外の発生材については、契約の相手方側の責任において適法に処理を行うこと。
- e) 役務を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- f) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3.2 提出書類

契約の相手方は、表に示す書類を各 1 部、提出するものとする。なお、細部は監督官へ確認の上、作成、提出すること。

表一提出書類

No.	提出書類名称	提出時期	備考
1	役務着手届	契約後、速やかに	
2	現場代理人等通知書	契約後、速やかに	
3	工程表	契約後、速やかに	月間
4	日誌	役務完了後	作業実施日毎に作成
5	打合せ簿	打合せ後	打合せの都度作成
6	材料検査簿	材料搬入時	必要な場合のみ
7	写真	役務完了後	電子黒板可
8	発生材調書	役務完了後	必要な場合のみ
9	報告書	役務完了後	
10	役務完了届	役務完了後	

3.3 作業記録

- a) 契約の相手方は、本役務実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、交換部品等の使用材料、各作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び監督官の指示する箇所を撮影する。
- b) 撮影した作業写真は、アルバム等に整理の上、役務関係図書等と共に監督官へ提出すること。

3.4 遵守事項

- a) 役務実施の時間帯については、平日午前9時から午後4時（午後0時～午後1時除く。）を基準とする。ただし、官側の都合により、休日及び課業外の作業を要求する場合がある。その他、監督官と協議の上、役務遂行上必要と認められた場合について、休日及び課業外に実施することができる。
- b) 契約の相手方は、役務実施にあたり、直接または間接的に知り得た事項の管理に万全を期すると共に、別途利用することや、その他への公表などを行ってはならない。なお、契約終了後も同様とする。
- c) 役務に関連の無い区域及び事務室内への立入りは禁止する。

4 特記事項

4.1 対象機器

交換機器の概要

No.	品名	仕様	数量	備考
1	レンジフード	フラットリムレンジ	50 台	参考：クリップ製 ZRS60ABZ21FSL-E
2	レンジフード	前幕板	50 枚	参考：クリップ製 ZRY60MBM56FSZ-E
3	その他付属品	ルキブルダグ外 150φ	50 本	
4	その他付属品	断熱材	50 本	

※細部設置場所は別図2のとおりであり、各種毎同等品以上のものを設置することとし、事前に監督者の承認を得るものとする。また、納品時は出荷証明を併せて提出すること。また、深型フードは既存のままとする。

4.2 動作確認検査

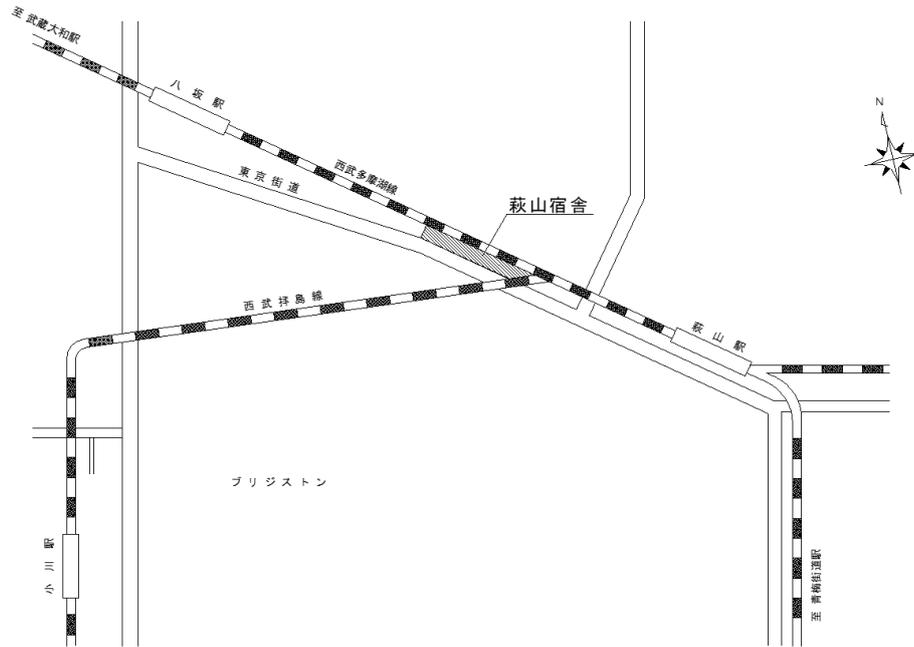
設置後、試運転調整を行い、運転状態が正常であることを確認する。

4.3 その他

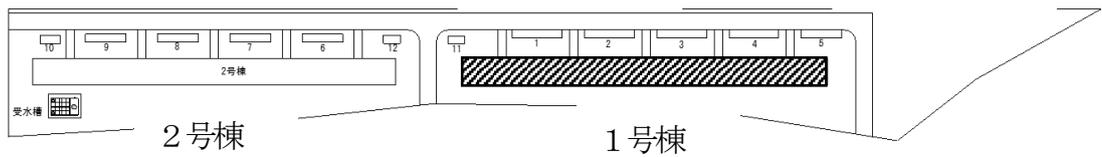
- a) 作業時期及び時間帯については、事前に官側と十分に調整し実施する。
- b) 取付取外しの調整等は、十分余裕をもって行き、役務完了後は、元の状態に復旧する。また、壁の

補修、塗装が必要な場合は請負者側で実施するものとする。

- c) 周辺の養生、据付後の清掃を実施すること。
- d) 作業に必要な消耗品等は請負者側で準備する。

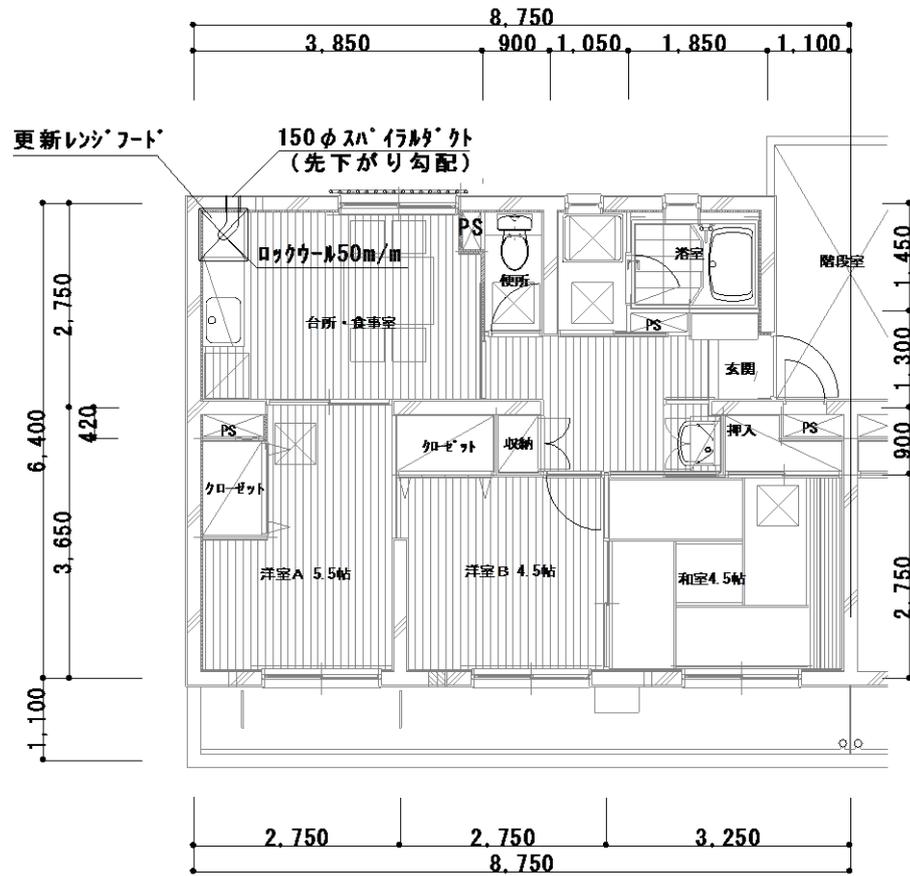


案内図：NS



実施場所 

配置図：NS



※1号棟50戸分

平面図 (1号棟) : NS